

3. 合併協定項目の協議結果

合併協議会において、合併に関する基本的な項目、各種事務事業の取扱い、新市建設計画の協定項目を協議し、次のとおりとしました。

合併に関する基本的な項目

■ 合併の方式は、**編入合併**です。

■ 新市の名称は、**長岡市**です。

■ 合併の期日は、**平成18年1月1日**です。

■ 新市の事務所の位置は、**現在の長岡市役所**です。
(現在の市役所、町村役場は、支所として存続します。)

■ 議員の定数については、**定数特例**を適用します。

新市の議員定数は、現在の長岡市の議員定数40人はそのまま、合併時に編入される4市町村ごとに選挙区を設けて、8人の増員選挙※を行い、新市の議員定数を48人とします。
任期は、現在の長岡市議会議員の任期(平成19年4月30日)までです。
合併後最初に行われる一般選挙からは、法定定数の38人となります。
※和島選挙区…1人、寺泊選挙区…2人、栃尾選挙区…4人、与板選挙区…1人

■ 4市町村の農業委員会は、**長岡市農業委員会**に統合します。

編入される4市町村の選挙委員のうち、互選により定めた15人※に限り、長岡市の委員の任期(平成20年7月19日)まで在任します。
合併後最初に行われる一般選挙からは、選挙委員の定数を40人とします。また、農業委員会の区域を分け選挙区を設置します。
※和島区域…2人、寺泊区域…4人、栃尾区域…7人、与板区域…2人

■ 使用料及び手数料

- ◎ **施設使用料**
原則として現行どおりとします。ただし、同一又は類似する施設使用料は、施設の規模、実態などを考慮し、可能な限り統一します。
- ◎ **手数料**
原則として、合併時に長岡市の制度に統一します。(住民票や各種証明書など)
- ◎ **行政財産使用料及び占用料**
長岡市の制度に統一します。(平成17年度は現行どおり)



■ 地方税

合併時に長岡市の制度に統一します。ただし、納期等の一部は次のとおり調整します。

- ◎ **和島村の個人市民税の納期**
6月、8月、10月、1月に統一します。(平成17年度は現行どおり)
- ◎ **寺泊町の入湯税の税率**
入浴客1人1日150円に統一します。(平成17年度は現行どおり120円)
- ◎ **栃尾市の固定資産税の納期**
4月、7月、12月、2月に統一します。(平成17年度は現行どおり)
- ◎ **与板町の固定資産税、都市計画税の納期**
4月、7月、12月、2月に統一します。(平成17年度は現行どおり)
- ◎ **与板町の都市計画税の税率**
市街化区域内の土地・家屋の課税について、段階的に税率を調整します。
平成17年度…0.14%(現行どおり) 平成18年度…0.14%(現行どおり)
平成19年度…0.17% 平成20年度…0.2%(統一)

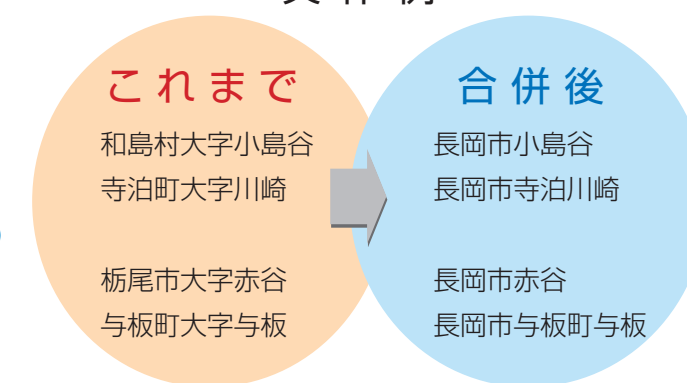


■ 町名・字名

町(字)名は、次のとおりです。

- ・長岡市… **現行どおり**
- ・和島村… **「大字」を削除する**
- ・寺泊町… **「大字」を削除し「寺泊」をつける**
(大字寺泊は「大字」を削除するのみ)
- ・栃尾市… **「大字」を削除する**
- ・与板町… **「大字」を削除し「与板町」をつける**

— 具体例 —



※ 重複町(字)名を解消するため、下記の地域は、「和島」「栃尾」をつけます。

- ・和島村大字高畑 → ・長岡市和島高畑
- ・和島村大字北野 → ・長岡市和島北野
- ・和島村大字中沢 → ・長岡市和島中沢

- ・栃尾市山田町 → ・長岡市栃尾山田町
- ・栃尾市大字山田 → ・長岡市栃尾山田
- ・栃尾市新町 → ・長岡市栃尾新町
- ・栃尾市大町 → ・長岡市栃尾大町
- ・栃尾市表町 → ・長岡市栃尾表町
- ・栃尾市大野町1~4丁目 → ・長岡市栃尾大野町1~4丁目
- ・栃尾市大字大野 → ・長岡市栃尾大野
- ・栃尾市旭町 → ・長岡市栃尾旭町
- ・栃尾市本町 → ・長岡市栃尾本町
- ・栃尾市原町1~5丁目 → ・長岡市栃尾原町1~5丁目
- ・栃尾市大字原 → ・長岡市栃尾原
- ・栃尾市大字岩野外新田 → ・長岡市栃尾岩野外新田
- ・栃尾市大字島田 → ・長岡市栃尾島田
- ・栃尾市大字宮沢 → ・長岡市栃尾宮沢
- ・栃尾市大字泉 → ・長岡市栃尾泉

■ 一般職の職員の身分

編入される市町村の一般職の職員は、長岡市の職員となります。

■ 財産

編入される市町村の財産は、すべて長岡市が引き継ぎます。

■ 特別職の身分

編入される市町村の特別職（市町村長、助役、収入役、教育長）は、合併の日の前日をもって失職します。

■ 組織機構及び支所

- 現在の長岡市役所を本庁とし、各市役所・町村役場をその行政区域を所管する支所とします。また、寺泊町大河津支所をその行政区域を所管する出張所とします。
- 新市の組織機構の整備については、住民サービスの低下をきたさないことや、地域の特性を生かして、地域振興に対応できることなどを基本として整備します。

■ 条例・規則等

原則として、条例、規則等は、長岡市の条例、規則等を適用します。

■ 一部事務組合

長岡地域合併協議会で決定した調整方針に基づいて、一部事務組合やその関係市町村と協議を進めていきます。

■ 公共的団体等

新市の一体性の速やかな確立に資するため、各団体のこれまでの経緯や意向・実情等を十分に尊重しながら、法の趣旨等に沿って統合に努めます。

■ 各種団体への補助金・交付金

事業目的、効果を総合的に勘案して、公共的必要性、有効性、公平性及び地域特性の観点から、基準を統一するなど調整を図ります。

■ 慣行の取扱い

- 市章及び市旗**
長岡市の制度に統一します。
- 市民憲章及び宣言**
長岡市の制度に統一します。ただし、現行の各市町村の憲章及び宣言は、地域の憲章及び宣言として継承し、新市の市民憲章については、合併後に検討します。
- 市の花及び木**
長岡市の制度に統一します。ただし、現行の各市町村の花及び木は、地域の花及び木として継承していきます。
- 市の歌**
当面は、長岡市の制度を引き継ぎ、合併後に検討します。
- 名誉市民**
長岡市の制度に統一します。ただし、現行の名誉町村民は新市に引き継ぎます。



各種事務事業の取扱い

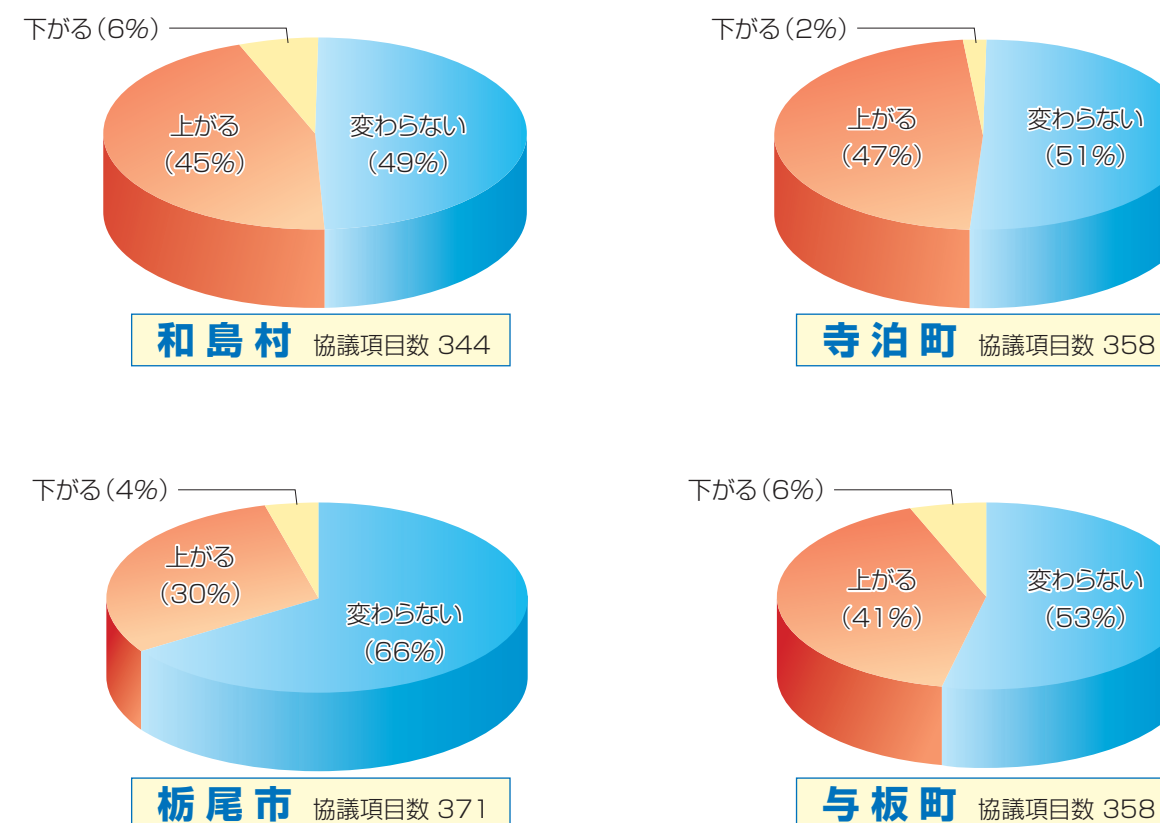
(1) 調整方針の協議結果

各種事務事業は、4つのそれぞれの協議会において、住民サービスに関係の深い項目について調整を行いました。調整方針については、長岡市と各市町村の専門職員で構成する分科会で調整方針案を作成し、その後、助役などで構成する幹事会の協議を経て、最終的に住民・議会などの代表者を含む各合併協議会で決定しました。

その結果は、次のとおりです。

- 協議項目の分科会別割合**
協議項目を分科会別に見ると、各合併協議会とも福祉・保健・医療分科会が最も多く約40%を占め、次に学校教育分科会が15%、商工・労働分科会が12%と続きます。
- 調整方針の状況（長岡地域合併協議会との比較）**
各合併協議会で決定した調整方針は、長岡地域合併協議会で決定した調整方針とほぼ同様の調整結果になります。
- 調整方針に基づく合併後のサービス水準の変化**
市町村ごとに、調整方針に基づく合併後のサービス水準の変化を表したものが、下の円グラフです。4市町村ともサービスのほとんどが「変わらない」か「上がる」こととなります。

調整方針に基づく合併後のサービス水準の変化



(2) おもな行政サービスの調整方針

日常生活

① ごみの分別収集 … 合併後に統一

長岡市の制度に統一します。ただし、平成19年度までは現行どおりとします。

各市町村では、ごみ処理基本計画に基づくごみの分別収集を行っていますが、分別種類や収集回数などが異なっているため、十分な周知期間を設けて、分別・収集方法が最も充実している長岡市の制度に統一します。

長岡市の制度に統一することにより、ごみの分別が全体として向上し、これまで以上にごみの減量化やリサイクル推進につながります。

平成17年4月1日の状況

	家庭系ごみの収集〔種別〕	事業系ごみの収集〔種別〕
長岡市	燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ（※コール収集）、資源物8品目（びん、缶、ペットボトル、新聞、雑誌・チラシ、段ボール、プラスチック容器包装材、枝葉・草）	燃やすごみ、燃やさないごみ

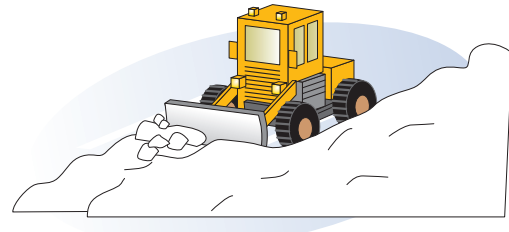
※コール収集…電話等で事前に申込みを受けて、玄関先まで伺う個別収集。大きくて重い粗大ごみを、ごみステーションに持ち運ぶ必要がなくなります。

② 雪対策

〈道路除雪の出動基準等〉…現行どおり

「積雪10cm以上」を一律の除雪出動基準とし、全市早朝除雪を基本とします。なお、日中・深夜除雪については、地域の実情に応じて実施します。また、除雪路線についても、現行どおりとします。

日中・深夜除雪の実施や出動頻度については、降雪量など地域の気象状況に差があることから、地域の実情に応じた取組みが効果的であり、現行どおりとします。



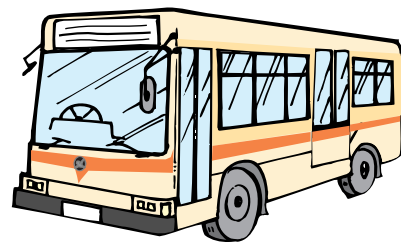
〈消雪パイプに係る施策〉…当分の間現行どおり

消雪パイプの施策は、各市町村の取組みに歴史的経緯があり、設置や維持管理、電気料等において行政と地元の負担関係に著しい相違があるため、当分の間現行どおりとします。なお、受益者負担のあり方や、消雪パイプの設置が不可能な地域とのサービスバランス、地盤沈下等について検討し、極端なサービス低下や財政負担の著しい増加を招かない方向で、期間をかけて調整します。

③ 生活路線バス … 現行どおり

現行どおりとします。

高齢者や学生等の交通手段の確保が必要なため、現行どおりとします。なお、地域の実情にあった効率的な輸送体系を整理、再編する必要があるため、合併後に新市の生活交通確保計画を策定します。



④ 下水道使用料（農業集落排水事業を含む）… 合併後に統一

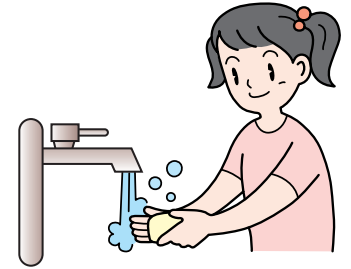
新基準を創設し統一します。ただし、合併後、3年から5年を目途に統一します。

各市町村で料金体系が異なることから、新たに基準を創設します。

⑤ 水道料金 … 合併後に統一

新基準を創設し統一します。ただし、合併後、3年から5年を目途に統一します。

各市町村で料金体系が異なることから、新たに基準を創設します。



⑥ ガス料金 … 合併後に統一

新基準を創設し統一します。ただし、合併後、3年から5年を目途に統一します。

長岡地域合併協議会では、現行どおりとしていましたが、合併により、3つの公営ガス供給地域ができ、それぞれ料金体系が異なることから、新たに基準を創設します。

〔対象 越路地域、三島・与板地域、栃尾地域〕

教育

⑦ 遠距離通学児童・生徒の通学費助成 … 当分の間現行どおり

当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整します。ただし、合併後、5か年度程度は現行どおりとします。

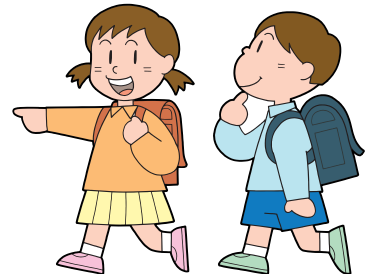
各市町村で制度内容に差異があること、また過去の経緯等があることから、すぐに統一ができないため、当分の間現行どおりとして、期間をかけて調整します。

⑧ 就学援助・奨励費補助事業 … 合併後に統一

長岡市の制度に統一します。ただし、平成17年度は現行どおりとします。

従来の学用品費、通学用品費など国の基準によるもののほかに、新たに特殊学級在籍児童生徒の通学費が加わることとなります。

また、準要保護世帯の認定基準を「世帯の総所得が生活保護基準の1.3倍以内」に統一します。



平成17年4月1日の状況

	国の基準による支給	長岡市単独の支給
長岡市	学用品費、通学用品費、修学旅行費、学校給食費など	特殊学級在籍児童生徒の通学費

⑨ 育英奨学金の貸し付け … 合併時に統一

長岡市の制度に統一します。ただし、既貸付者については、現行の貸付条件、返還条件のままとします。

長岡市（長岡市米百俵財団）と寺泊町、栃尾市、与板町が実施している事業です。合併後は、長岡市の制度に統一して、対象者を新市全体に拡大して実施していきます。ただし、既に貸付制度を利用している方については、合併後も現在の貸付条件や返還条件を継続していくこととなります。

福祉・保健

⑩ 乳幼児の医療費助成 … 合併時に統一

長岡市の制度に統一します。なお、入院時食事療養費の助成は、市町村民税非課税世帯とします。

通院・入院とも6歳児（就学前）まで助成を行います。

平成17年4月1日の状況

	長岡市	和島村	寺泊町	栃尾市	与板町
対象年齢	通院・入院とも 6歳児（就学前） まで	通院は3歳未満児 まで、入院は4歳 未満児まで	通院・入院とも 6歳児（就学前） まで	通院・入院とも 6歳児（就学前） まで（所得制限あり）	通院・入院とも 6歳児（就学前） まで

※和島村の経過措置として、制度統一により一部負担金の助成が受けられなくなる人には、平成18年3月末日までの間、現行どおり助成を行います。

※栃尾市の経過措置として、制度統一により入院時食事療養費の助成が受けられなくなる人には、平成18年3月末日までの間、統一する助成内容で助成を行います。

⑪ 保育料（認可保育所保育料） … 合併後に統一

平成19年度から、長岡市の保育料の水準に統一します。

ただし、平成17年度は現行どおりとし、平成18年度に調整します。なお、所得階層区分は平成18年度に統一します。

市町村の保育料に格差があることから、急激な変化が生じないように、経過措置を設けます。



⑫ へき地保育園 … 現行どおり

現行どおりとします。ただし、使用料については、平成18年度から長岡市の制度を基に統一します。

長岡地域合併協議会では、へき地保育園が長岡市しかないため現行どおりとしていましたが、寺泊町、栃尾市にもへき地保育園があるため、使用料(保育料)について統一します。

⑬ 福祉タクシー … 合併後に統一

長岡市の制度に統一します。ただし、平成17年度は現行どおりとします。

最高水準である長岡市の制度に合わせ、対象者（在宅心身障害者のうち該当者）に500円券を年間30枚交付します。（病院に定期的に通院し、自動車税の免除を受けていない場合は90枚を上限とします。）

⑭ 国民健康保険料（税） … 合併後に統一

賦課方式は、平成18年度から長岡市の制度に統一します。

保険料額は、平成19年度からほぼ平均的（加重平均）保険料額の水準に統一します。

なお、平成17年度は各市町村が定めた保険料（税）額とし、平成18年度は和島村・寺泊町・与板町では不均一賦課を行います。栃尾市では長岡市との保険料額格差が大きいことから、平成18年度の取扱いを検討します。

⑮ 介護保険料 … 合併後に統一

新たな介護保険料額を定め、平成18年度から統一します。

平成17年度は、各市町村の定めた介護保険料額としますが、平成18年度から統一します。

⑯ 総合健康診査(基本健診、がん検診、胸部レントゲン) … 合併後に統一

長岡市の制度を基に統一します。ただし、平成17年度は現行どおりとします。

基本健診、がん検診、胸部レントゲンをセットで受診できるもので、人間ドックに代わる制度として、充実させていきます。なお、会場については、長岡市健康センターや各市町村の健康診査会場等で受診できるようにします。

産業振興

⑰ 中小企業振興資金（普通貸付） … 合併時に統一

長岡市の制度に統一します。

中小企業者の健全な発展を図るための融資制度であり、長期で低利な運転資金及び設備資金の借入れが可能となります。

平成17年4月1日の状況

	貸付対象	資金使途	融資限度額	融資利率	返済期間
長岡市	市内で事業所又は事務所を1年以上営業している中小企業者	運転資金 設備資金	2,000万円	信用保証付年1.9%（その他は年2.4%）	運転資金6年以内（据置1年以内） 設備資金7年以内（据置1年以内）

⑱ 土地改良事業補助金（市町村単独） … 合併後に統一

長岡市の制度を基に中山間地域等の地域特性を考慮した新制度を創設し統一します。ただし、平成17年度は現行どおりとします。

市町村間で採択基準、補助率が異なることから、中山間地域、過疎地域などの地域特性を考慮した新制度を創設します。

⑲ 四季のまつり … 現行どおり

現行どおりとします。

各市町村におけるこれまでの取り組みの経緯や地域の特色を尊重し、継承していきます。また、新市のまつりとして盛り上げていきます。



その他

⑳ 消防団 … 合併後に統一

消防団の組織は、現行のまま、それぞれの消防団としますが、意志統一、融合が図られた段階で順次統合します。

消防団員の報酬年額及び出動費用弁償額は、長岡市消防団に統一します。ただし、経過措置を設け、段階的に調整して統一するものとします。

消防団員への支給品及び貸与品等は、消防庁の基準等に統一しますが、当分の間は現行のままとし、計画的に作業服等の更新を図ります。